令和４管理年度（令和４年４月１日から令和５年３月 31 日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項に定める数量は、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考
すけとうだら太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がするめいかの採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
くろまぐろ（小型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条約海域	漁獲量の総量	89.395 トン	4.705 トン（５％）を県の留保とする
くろまぐろ（大型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条約海域	漁獲量の総量	63.175 トン	3.325 トン（５％）を県の留保とする